

# 寒河江市教育委員会会議録

平成29年8月21日 開会

寒河江市教育委員会

平成29年8月21日（月曜日） 寒河江市教育委員会

○ 出席委員（5名）

教育長 草 苜 和 男 委 員 松 田 彌生子 委 員 鈴 木 淳 一  
委 員 國 井 晴 彦 委 員 高 橋 まり子

○ 欠席委員（0名）

○ 事務局職員の職氏名

学校教育課長 佐 藤 和 好 指導推進室長 山 口 義 博  
生涯学習課長 高 林 雅 彦 スポーツ振興室長 鈴 木 隆

○ 委員会日程

教育委員会日程

午後1時30分 開 議

平成29年8月21日（月曜日）

市役所4階 403会議室

1 開 会

2 議事録承認

3 教育長報告

4 議 事

議第20号 教育委員会の事務事業（平成28年度分）の点検・評価について

議第21号 平成29年度教育費補正予算案に対する意見の申出について

議第22号 寒河江市いじめ防止基本方針の一部改正について（追加）

5 閉 会

会議に付した事件

教育委員会日程に同じ

## 1 開 会 午後1時30分

## 2 議事録の承認

### ○草苺和男教育長

それでは、ただいまから教育委員会を始めたいと思います。  
初めに前回の会議録の承認についてお願いします。  
(前回は会議録を回覧の上、全出席委員が署名を行った。)

## 3 教育長報告

### ○草苺和男教育長

それでは、教育長報告になりますが、前回以降の主なものについて、申しあげたいと思います。

7月21日、市の社会教育委員会議が行われ、今年度の取組等についてご意見をいただいたところであります。

7月26日、中央公民館運営審議会がございまして、今年度の方針、計画等について話し合いをしたところであります。

7月28日、委員の皆様にも出席いただきましたが、インターハイの総合開会式が天童市で行われております。

翌29日から30日の2日間においては寒河江会場で男子バレーボール競技のグループ予選、決勝トーナメントの1, 2回戦が行われております。

7月31日、さがえっこ育み推進会議の1回目が行われ、昨年度の報告、今年度の本部事業計画、各団体等の取組等について話し合いがなされました。それから秋に予定されているフォーラムについて話し合いがなされております。

8月4日、県市町村教育委員会大会村山大会が行われました。委員の皆様、大変ご苦勞様でした。

8月6日、市立図書館の夏まつりが行われまして、いろいろなイベントがありましたが、約400名弱ぐらいの参加があったそうです。

8月12日、全国並びに県ジュニア駅伝大会クロスカントリー大会が蔵王坊平で行われました。駅伝は女子が総合8位、男子が17位で、大変がんばったと思います。

8月14日、寒河江市成人式が行われております。委員の皆様、出席ありがとうございました。

8月18日、イングリッシュデイ、ということで、新聞にもありましたが予定されていた人数よりも少なかったようですが、楽しい1日をALTと過ごしたということであり  
ます。

8月19日、西村山PTA連合会の寒河江大会が行われました。委員の皆様ありがとうございました。

以上、教育長報告として主なものを申し上げます。何かございましたらお願いいたします。

○松田彌生子委員

さがえっこ育み推進会議ですが、事務点検評価報告書を読ませていただいたら、検証していかなければならないのではないかといった意見が出ていたのですが、この推進会議ではこの検証についての話が出たのかどうか。それから今年、フォーラムがあるそうなのですがいつ予定されているのか教えていただきたいと思います。

○山口義博指導推進室長

検証につきましては、この会議の中では明確には出ておりません。これから年度末に向けてこのことについては進めていきたいと思っているところです。検証が必要であることは認識しているところであります。もう1点のフォーラムにつきましては11月5日午後からの日程で中央公民館を会場に講演を予定しております。今回はインターネットに関することということで、仙台市の病院の先生から講演をいただいた後、幼児教育の代表の方、小中学校の代表の先生、地域、保護者の代表の方ということで4名の方にパネラーとして参加いただき、シンポジウムを行うという内容で予定しております。

○草苺和男教育長

他にありませんか。

○高橋まり子委員

イングリッシュデイについて、参加者が思ったより少なかったとのことですが、具体的には何人で、参加者の感想等はどうかだったのでしょうか。

○草苺和男教育長

30名の参加者を予定していたところ、15名の参加でありました。感想を見ますと、大変良かった、というのは9割以上でした。新聞にもありましたようにALTは寒河江市のALTの他に庄内総合高校のALT等、普段寒河江市にはいないALTもいらっしやっただので、私も見てまいりましたが子ども達が大変意欲的で楽しそうでした。子ども達の感想は大変すばらしいということで英語に大変興味をもったという感想が多かったです。

#### 4 議 事

○草苺和男教育長

これより議事に入りたいと思います。

最初に議第20号教育委員会の事務事業（平成28年度分）の点検・評価について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○佐藤和好学校教育課長

議第20号教育委員会の事務事業（平成28年度分）の点検・評価についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条及び寒河江市教育委員会事務事業点検・評価実施要綱第3条の規定により実施した、教育委員会の事務事業に係る点検・評価の結果については、評価委員会議を7月から8月にかけて3回開催し、教育事務評価委員の意見や来年度に向けた課題について取りまとめたものです。これを議会に報告し、ホームページに掲載するにあたり、教育委員会において審議をお願いします。

以上、よろしく願いいたします。

○草苺和男教育長

ただいま説明ありましたが、皆様からご意見ご質問ございましたらお願いします。

○松田彌生子委員

10、11ページの評価委員の意見のところになりますが、さがえっこ育み推進事業の項目の中に、10ページの下から2行目の、学校支援ボランティアが増え、地域の方々と学校の教育が進められることは学力向上等、子ども達にとって大切なことと考えられます。次のページ、協力したい方がまだまだ多数いると思われます。次のページ、協力したい方がまだまだ多数いると思われます。年1回だけでなくボランティアの方を募ってみてはいかがでしょうか、というのは学校で例えば4月か5月あたりに、わが学校のボランティアになってもらえませんか、という募集を年1回だけではなくたくさんの方がいいのではないか、というご意見なのでしょうか。

○山口義博指導推進室長

そういう意見です。

○松田彌生子委員

それぞれの学校でボランティアを募集して、学校を支援していただける人を募っていると思いますが、各学校でコーディネーターがある学校、ない学校があると思いますが、見守り隊等のボランティアだけではなく、実際子どもの学力向上のために授業の中に入

るとか、放課後に勉強を手助けするような人たちというのは、市内の小中学校にはどの学校にもいらっしやるのでしょうか。あの学校は募集していないからいないとか、そういう温度差のようなものは学校によってどうなっているのでしょうか。

○草苺和男教育長

各学校にボランティアがきているのかということですか。

○松田彌生子委員

はい、そういうことです。

○山口義博指導推進室長

把握しているのは、陵南中学校に学生ボランティアで子どもの学力向上で支援している学生が何名かいると聞いております。

○松田彌生子委員

寒小にもいますね。それでは学校によって、いる学校いない学校があるわけですね。

○山口義博指導推進室長

そういうことになります。

○松田彌生子委員

勉強を手助けするボランティアはどの学校にもいますか。

○山口義博指導推進室長

必ずいるということではありません。活用している学校はうまくボランティアを見つけてきて子どもの支援にあたっている学校もあります。コーディネーターがうまく機能している学校についてはそうなっているようです。

○草苺和男教育長

松田委員が言っているのは、いわゆる退職教員や大学生というイメージですね。

○松田彌生子委員

地域の方も含めて、学力向上のためにどのくらいの人がどこの学校にいるのかなという質問でした。

あと、コーディネーターはどこの学校にいますか。

○山口義博指導推進室長

中学校毎に1名ずつになります。

○松田彌生子委員

コーディネーターは中学校にいて、その方は例えば陵西学区の全部の学校を面倒見ますか。

○山口義博指導推進室長

本当はそういう機能をしていただいて、学区の人とコンタクトを取りながら、ここにはこういう人がいるからとか、総合学習でゲストティーチャーのような形で来ていただけないかとか、こういう活動したいがどこかで適当な方がいないか等、そういうことを各中学校区でやっていただくのがコーディネーターの主な役割になると思います。うまく機能していればよいのですがなかなか条件に合致しなかったりしてなかなかスムーズに機能しているかと言われればそうではないというところもあるようです。

○草苺和男教育長

コーディネーターは中学校だけで、小学校にはいないのですね。

○山口義博指導推進室長

中学校だけです。

○松田彌生子委員

中学校区内の小学校も指導するということですか。例えば陵西中学校のコーディネーターは醍醐小学校も対応するとか。

○山口義博指導推進室長

小学校には対応いたしません。中学校だけです。

○松田彌生子委員

小学校は教頭先生等が中心になって募集等してうまくやっていくという形なのです。

○山口義博指導推進室長

段階的に小学校にもコーディネーターを配置するという予算措置の計画はございます。

○松田彌生子委員

小学校は学校によって温度差が出てくるという事実もあるということですね。

○草苺和男教育長

関連する質問もいろいろあると思いますが、ここではこの表現、文言でよろしいのかということの確認であります。指摘を受けて部分的に修正したところもございますがこれでもよろしいでしょうか。

それでは、議第20号教育委員会の事務事業の点検・評価について、は原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

(全員より異議ない旨の返答あり)

それでは、議第20号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議第21号平成29年度教育費補正予算案に対する意見の申出について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○佐藤和好学校教育課長

議第21号平成29年度教育費補正予算案に対する意見の申出について、ご説明申し上げます。

これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、9月の定例議会に提出する予定の平成29年度教育費補正予算案について市長より意見を求められたことによるものです。

3ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費15節工事請負費に小学校管理事業として2,387,000円を追加するものです。事業の詳細につきましては小学校のFF暖房機のうち、夏休み中の点検により点火しない等の不具合が見つかり、修理不能のもの14台を更新しようとするものです。更新する学校と台数は、寒河江小学校5台、柴橋小学校が4台、三泉小学校が5台となります。

以上、よろしく願いいたします。

○草苺和男教育長

ただいま説明ありましたが、皆様からご意見ご質問ございましたらお願いします。

それではなければ、議第21号平成29年度教育費補正予算案に対する意見の申出について、は原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

(全員より異議ない旨の返答あり)



それでは、議第21号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議第22号寒河江市いじめ防止基本方針の一部改正について、追加案件がありますが、事務局より説明をお願いします。

○山口義博指導推進室長

それでは議第22号寒河江市いじめ防止基本方針の一部改正について、ご説明申し上げます。

これは国のいじめ防止基本方針の改定が合意された点を踏まえ、所要の改正をしようとするものであります。

昨年度末に国のいじめ防止基本方針が若干内容追加されております。そのポイントにつきましては以下のようになっております。

1点目は東日本大震災で被災した児童生徒に対するいじめの未然防止、早期発見。

2点目は性同一性障害や性的指向、性自認に関わるいじめを防ぐため、教職員の正しい理解を促進し、学校として必要な対応を周知する。

3点目は障がいのある児童生徒が被害者加害者となるいじめには、個人の特性を踏まえた適切な指導や支援が必要である。

4点目はいじめが解消したと判断する期間を明記した。

これらを踏まえて、本市でも一部改正ということで議第22号別紙に赤字で記載しております。

2ページ目になりますが、先ほど申しあげました東日本大震災で被災した児童生徒に対するいじめについて、及び性同一性障害や性的指向、性自認に関わるいじめを防ぐための追加記載であります。なお、いじめ問題に関する教職員の研修を充実させ、という文言も追加しております。

続きまして、別紙8ページになります。いじめ解消の判断について、これが新たに明文化され、国に準じて本市でもこの部分を追加したところであります。いじめ解消と判断される期間についてこのような条件のもとにいじめを解消したという判断になるということです。そのいじめが止んで3ヶ月を目安とするということと、苦痛をもう受けていないということがあって、この2つの要件が満たされていじめが解消となる、ということが加わっています。

さらに9ページ、重大事案について少し詳しく文言として付け加えさせていただきました。生命、心身又は財産に重大な被害とは、という部分を追加しております。

同じく9ページの1の(2)になりますが、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い、相当の期間とは年間30日を目安とするという文言が追加になっております。また、これらに伴って目次の方も多少ページが変わっているところです。

以上、ご承認よろしく申し上げます。

○草苺和男教育長

ただいま説明ありましたが、皆様からご意見ご質問ございましたらお願いします。

9ページ1の(2)の2行目は、相当な期間、とありますが相当の期間、ではなく意図的に変えたのですか。

○山口義博指導推進室長

記載の誤りであります。相当の期間、が正しいことになります。

○高橋まり子委員

同じ9ページ1の(2)の3行目、一定期間、連続して欠席しているような場合、とは具体的にどのようなことなのでしょう。

○山口義博指導推進室長

欠席日数が年間30日に満たなくとも、一定期間連続して欠席しているような場合は相当の期間、と認めるということかと思えます。

○松田彌生子委員

いじめに関する様々なアンケートの中で、解消してますか、してませんかという質問がある場合、その時の目安となるのが今回の解消、という項目になるわけですね。ということは学校にも、これまでの方針が変わって、この要件でないと解消と言えないのだというように各学校に説明していく予定なのでしょう。

○山口義博指導推進室長

そのように考えております。

○草苺和男教育長

ここで議決をいただいた後に校長会で説明するという事になっているのですね。またそれを受けて、各学校の基本方針を修正するという事ですね。

○山口義博指導推進室長

はい、その予定であります。

明文化を今回は致しますが、調査の段階でこのたびの内容の指示が出ております。今回のこの措置が若干遅れたということになります。

○國井晴彦委員

資料を見ると、いじめの事案に保護者がかなり関わってきているようです。子ども同士がもう大丈夫だねと納得して済めばいいですけど、大人が納得しない場合、それに対して何か対応を考えていかなくともいいのでしょうか。基本方針にはありませんが子どもの問題に関わりたい大人が増えてくるとそれに対する対応を考えていかないといけないのではないのでしょうか。

○山口義博指導推進室長

方針には書いてありませんが、もし万が一、親が納得しない場合は学校から手を離れて、重大事案として認知して、いじめ問題対策専門委員会等を利用し、アドバイスをいただきながら、こちらの方で進めていくということになるかと思います。やはり学校はできるところとできなくなるところがあるかと思うので賠償問題等の法的な問題になると、学校を離れて、重大事案としての対応ということで考えていけばよいのかなと思っております。

○草苺和男教育長

方針の中にも保護者への対応は7ページあたりにも出てはおりますが、こちらはあくまで一般的なことで、具体的なケースについてはそれぞれの場合によって教育委員会と学校とが相談をしてやっていくということになるかと思います。マニュアル的なものはないのでご理解をいただきたいと思います。

他に何かありますか。

それではなければ、議第22号寒河江市いじめ防止基本方針の一部改正について、は原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

(全員より異議ない旨の返答あり)

それでは、議第22号は原案のとおり決定いたしました。

予定された議案は以上であります。委員の皆様から何かありましたらお願いします。なければ、これにて教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

5 閉 会 午後2時05分